

京都市振替用品購入基金条例を廃止する条例（平成17年3月25日京都市条例第47号）（会計室物品会計課）

京都市振替用品購入基金は、事務又は事業の執行に必要な物品の集中購買を行うために設置したものです。物品の購入に関する事務の効率化を図るため、財務会計システムを活用した単価契約による物品の集中購買を実施することに伴い、これを廃止することとしました。

この条例は、平成17年6月1日から施行することとしました。

京都市振替用品購入基金条例を廃止する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第47号

京都市振替用品購入基金条例を廃止する条例

京都市振替用品購入基金条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(会計室物品会計課)